

令和3年9月17日

## 監理技術者の専任義務の緩和について

横須賀市（上下水道局を含みます）が発注（兼務する工事と、兼務の相手方とする工事の双方とも同様です）し、一定の条件を満たす工事について、監理技術者の専任に関する要件を、当面の間、次のように緩和します。

※それぞれ令和3年10月1日より発注する工事どうしで、該当する工事が対象となります。

### 1. 監理技術者の専任要件の緩和について

監理技術者の配置が必要となる建設工事について、監理技術者を補佐する者を配置するときは、監理技術者の複数現場の兼務を認めるものです（※）。このとき、兼務を行う監理技術者を『特例監理技術者』、特例監理技術者を補佐する者を『監理技術者補佐』とよびます。

なお特例監理技術者は、本工事を含め2件まで兼務を認めます。

（※） 一定の条件を満たす場合であっても、工事の内容等により、監理技術者を専任で配置することを要件とする工事があります。入札公告等を必ずご確認ください。

#### 特例監理技術者の兼務を認めない工事

- ・横須賀市長又は横須賀市上下水道事業管理者以外が発注する工事
- ・施工場所が横須賀市外の工事
- ・予定価格が税抜き2億円以上の工事（大型工事）
- ・横須賀市が兼務を認めないと指定した工事

#### 公告文の入札案件固有事項に

「本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」）の配置は認めない。」と記載があるもの

※認める場合は「本工事において特例監理技術者を配置する場合は「監理技術者の専任義務の緩和について」の要件を全て満たさなければならない」と記載します。

### 2. 特例監理技術者の配置要件（全て満たすこと）

- ア 特例監理技術者の職務を補佐する者として、『監理技術者補佐』を専任で配置すること。
- イ 兼務できる工事の範囲が、横須賀市内の工事であること。
- ウ 施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- エ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制とすること。
- オ 特例監理技術者は、監理技術者補佐が担う業務等について、工事打合せ簿等で明らかにすること。

## 3. 監理技術者補佐の資格要件（全て満たすこと）

ア 一級施工管理技士補の資格を有する者又は一級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

イ 該当する入札案件の公告日より前から、入札参加者と直接的な雇用関係にあること。

## 4. 入札時の手続きについて

- ・入札書送付時より兼務を予定し配置を希望する場合は、「予定技術者届」の「特例監理技術者」の欄に○印を入力し、入札書と一緒に送付すること。開札後に落札候補者となった際に「専任を要する監理技術者の兼務届出書（兼予定技術者届）」を開札日の15時までに契約課へFAXで送信すること。
- ・兼務する既契約の工事については、配置済みの現場代理人・監理技術者の変更や監理技術者補佐の追加等の手続きが必要になります。別紙「監理技術者の兼務にかかる事務処理フローチャート」を参照してください。

## 5. 隨意契約時の手続きについて

対象となる工事については、契約書類に添付される「特記事項（配置予定技術者（監理技術者の専任要件の緩和について）」で確認してください。兼務を希望する場合は、契約書類と一緒に「専任を要する監理技術者の兼務届出書（兼予定技術者届）」を提出してください。

## 6. 工期途中で変更する場合

契約後に、監理技術者を配置している2つの工事に、特例監理技術者へ配置の変更を希望する場合は、それぞれの工事において、監督員へ報告を行ったうえで、変更の手続きが必要になります。別紙「監理技術者の兼務にかかる事務処理フローチャート」を参照してください。

## 7. その他

- ・本件緩和措置は、営業所における専任の技術者には適用されません。
- ・兼務を認めた工事において、施工中に、兼務中の1件の工事が完了した場合は、特例監理技術者から監理技術者に変更となり、監理技術者補佐は専任を解除とします。その際は速やかに現場代理人及び主任技術者届（変更）を提出しコリンズへの登録においては、技術者の従事期間を確認し、必要な期間を登録してください。
- ・当初は兼務を認めた工事について、着工後の状況により兼務が困難になった場合は、発注者から任意の協議を行うことがあります。